

令和7年第3回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月7日(金) 午後2時～午後3時45分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	16 番 能隅良子
17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣	19 番 阿部 太
4. 欠席委員

15 番 宮崎隆広

5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第10号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第11号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第12号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第13号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第14号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	槇田 敏史
振興係職員	山下 綾菜
振興係職員	池部 克
浜玉分室職員	小楠 裕美
巖木分室職員	竹巖 大紀
相知分室係長	富田 浩之
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	水田 逸誠
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室係長	藤江 博文

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号15番宮崎隆広委員から会長宛てに欠席届が提出されておりますので報告いたします。本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和7年第3回唐津市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名人に議席番号10番古賀由紹委員、議席番号11番宮崎太享委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について8件、議案第11号農地法第4条の規定による許可申請について2件、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第13号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について21件、議案第14号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について96件、計135件でございます。以上ご審議賜りますようお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、

農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、その内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第10号から第14号までの議案135件でございます。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第10号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,604平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりで。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

整地程度で現状のまま利用し、北側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 古賀でございます。今月4日の日に東部調査会で現地を確認させていただきました。資料図の3ページにありますように、西九州自動車道の高架部分を通して当該地へ行けるんですけども、当該地の上のほうに畑と並んでおりますが、すべて荒廃農地でございます。下のほうに〇〇〇と書いてありますが、これが西九州道の法面になるような部分でございます。そういうことで周囲の農地への影響は考えにくいということで、やむを得ないだろうということでございましたので、報告をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、2, 5 5 3 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、作業場兼資材置場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

	隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。 立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。 整理番号2番について説明を終わります。
議長	地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。
白津知範委員	7番の白津です。3月の4日に東部調査会で調査をいたしました。ここは〇〇〇で、図面を見てわかりますように、1筆ではありますけれども、段差が1メートルぐらいついた水田の跡地で、昨年ぐらいから休耕地ということで、調査会では大丈夫だろうということでしたので、ここに報告をいたします。審議のほうをよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、174平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大37センチの切土を施し、整地し、南側を除く周囲には境界ブロックを設置し、南側はセットバックを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は雨水枡を介して西側の既存私有排水路へ流し、汚水も新設排水設備を介して東側の公共下水道へ接続放流させる計画です。なお、排水路の所有者の排水同意書が提出されています。

隣接農地所有者、農業土木委員長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

	整理番号 3 番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
吉田哲委員	17 番吉田です。5 日に現地調査をいたしまして、周りは全部住宅でして、住宅の中に農地があるというような状態でして、何も問題は無いだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、397 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 10 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11 ページの字図をご覧ください。

土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大20センチの盛土を施し整地し、北、西、南側の一部は既存コンクリートブロックを利用し、東側は新設し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設の雨水桝から排水設備を通り、南側の既存道路側溝へ流す計画です。汚水については新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、隣接の農地については、同意を得るため（搜索等）をされましたが、所有者が不明で一部の耕作者より承諾を得られた旨の経緯書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 11番宮崎です。3月5日に中部調査会のほうで現地確認を行い、周りは宅地であり、横の畑を見ましたが、問題はな

いだろうということで確認をしております。皆様の審議よろしくをお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、1, 2 5 3 平方メートルです。現況は、ハウスの休耕地になっております。目的は、老人福祉施設です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、開発行為許可申請、法定外公共物、道路改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大60センチの盛土、切土を施して整地し、東および西側はコンクリートブロックを新設、南側は函梁型側溝を設置し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して新設側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が提出されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員

はい。5日の日に現地調査を行い、現場はビニールハウスでみかんを作っており、かなり老朽化をしており、また建て直して使うのは難しいだろうと確認をしていますので、いたしかたないなと思っております。皆様の審議のほどよろしくお願いします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、1 0 6 平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、農業用倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、平成元年頃から農業用倉庫として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、

転用済みであり、現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで現状のとおり自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 はい。5日の日に現地確認を行っております。平成元年より建っているということなので、いたしかたないだろうと調査をしております。皆さんの審議よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ、整理番号7番について説明しま

す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は、3,904平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、採石場用地拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、林地開発変更認可申請、岩石採取計画変更認可申請、土地の形質変更届、法定外公共物里道、水路付け替え協議、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大15メートルの盛土、最大110メートルの切土を行い、岩石を採取する計画で、緩衝地を設け、土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は採石場敷地内の既存排水路を通り、沈砂池を介して北側の既存水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

曲淵俊之委員 はい。本日会長および副会長の立会の下、現地確認を行いました。20ページの字図をご覧くださいますと、今回の対象地を含んで丸い円になったかたちが確認されるかと思います。この丸くなっているところがまだ現況は山林、杉とか雑木林と、このような状態になっております。今回の対象地の左隅一角が採石をされる部分だということで、残りの部分は保全区域として購入をされるというようなお話でした。先ほど申しましたように、杉および雑木ということで特段問題はないということで判断をいたしました。審議をよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 8 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、9 6 0 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、貸駐車場、資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 2 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 3 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 4 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続について、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は既存北側道路側溝へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 8 番について説明を終わります。

議長	地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。
井手創一委員	はい。３月１日に現地を確認いたしました。申請地は国道２０２号線と宅地に挟まれています。調査会では問題なしということで、異議等はありませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、議案第１１号農地法第４条の規定による許可申請について整理番号１番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の４ページ、整理番号１番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、３，１４９平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２５ページから２７ページをご覧ください。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許

可が必要なことを知らずに平成17年頃に杉を植林し、山林として管理されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで現状のまま管理を行い、南側道路より出入口とされています。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

阿部太委員 はい。19番阿部です。3,000平米以上の案件ということで事務局、そして会長にも参加をしていただきまして、調査をしていただきました。先ほど説明がありましたように、平成17年ぐらいに650本の杉を植林されており、かなり大きくなって間伐が必要だろうというような状態になっておりました。そういう状態でもありますし、また周りも荒れた畑が増えておる状態でしたので、しょうがないだろうというようなことで調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集４ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、３０７平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、倉庫、車庫です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２８ページから３０ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに昭和４７年頃に倉庫および車庫の敷地として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。隣接農地等への影響ですが、既に転用済みで現状のまま管理を行い、南側の私道を通り、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されていま

す。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

井手創一委員 はい。4番の井手です。3月1日に現地を確認しました。申請地は宅地に囲まれています。調査会では問題なしということで、異議等はありませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集5ページ、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

整理番号1番から議案集6ページの整理番号8番までの8件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

	異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の5ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで合計8件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。
議長	それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。 【議案確認】 本案について質疑や異議はございませんか。(阿部委員「はい。」) 阿部委員。
阿部太委員	19番阿部です。地元のことで大変申し訳ないのですが、7番の案件ですが、申請の事由で祖父から孫へ農地を贈与するということですが、親を飛ばすことには何も問題はないのでしょうか。
農地係・橋本	ご説明いたします。今回七山分室のほうでお受けになられたときに、祖父から孫に農地を譲り渡すとのみ聞いておりまして、深いところは確認できておりませんが、農地法的に1つ代を飛ばしたとしても、申請としては問題ないというところでお受付をさせていただいております。以上でございます。
阿部太委員	すみません。お孫さんの状態とかは関係ないのでしょうか。受け入れというか譲渡をされる側の現状には問題ないの

農地係・橋本

ようか。

回答いたします。一応七山のほうで受けられたときに、年齢ですとか、あと農地法で関与してくる各号に対して申請的には問題ないということで受理をしたところでございます。お孫さんの状態とかというのは直接聞き取りしたわけではありませんが、七山からは問題ないというふうに聞いているところでございます。

議長

阿部委員。よろしいですか。

阿部太委員

分室に聞いてみます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。それではここでしばらく休憩をとりたいと思います。再開の時間を15時20分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時10分 休憩

15時20分 再開

~~~~~○~~~~~

それではお揃いのようにございますので、会議を再開いたします。

議案集 7 ページ、議案第 13 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 12 ページ、整理番号 21 番までの 21 件については一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明いたします。作成要請は、農業委員会が所有者や担い手耕作者等からの申請を受け付けたものとなります。利用関係の調整を行いまして、所有権の移転や利用権の設定を反映させた農用地利用集積計画を定めるよう市に対して要請を行います。作成要請の議案、今回は利用権のみです。利用権分の整理番号 1 番から 21 番までの全 21 件につきまして、対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。面積は、合計で 67,856 平方メートルとなります。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。（古賀委員「は

| | |
|--------|--|
| | い。」) はい。古賀委員。 |
| 古賀由紹委員 | すみません。古賀でございます。基盤強化法による相対で
のこういう権利移動というのが今月で終わって、4月から中
間管理機構を通したものだけになるという話を以前から事務
局より聞いているところでございます。そういうことから、
今回のこの議案については今回までということで、そういう
ふうに理解してよろしいのかどうかを教えてください。以上
でございます。 |
| 振興係長 | はい。お答えいたします。旧基盤強化促進事業による集積
計画ですけれども、こちらは市長による公告を必要といたし
ます。そのため3月中に広告を行うため、本日の総会にかけ
させていただいた分が最終の案件となっております。以上で
ございます。 |
| 議長 | よろしいでしょうか。(山添委員「はい。」) はい。山添委員。 |
| 山添明委員 | はい。山添です。資料の4番目の期限が10年と書いてあ
りますが、7年から14年までになってます。どちらが正し
いでしょうか。 |
| 振興係長 | お答えいたします。申請者のほうに確認をいたしまして1
0年が正しい内容になります。申し訳ございません。ここで
議案集の訂正をお願いいたします。7ページ、整理番号4番
の案件につきまして、設定する利用権の終期につきまして、
令和17年4月30日に訂正をお願いいたします。 |
| 議長 | ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり) |

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 13 ページ、議案第 14 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の決定について（利用権）（集積計画一括方式）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 44 ページ、整理番号 96 番までの 96 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。13 ページ、集積計画の決定について説明をいたします。こちらは市が農地中間管理機構の依頼などで農用地利用集積計画を定めようとするにあたり、農業委員会に意見を聞かれているものとなります。決定の議案、今回は利用権のみ、すべて集積計画一括方式となっております。一括方式は、農地中間管理機構を介した利用権の設定には本来県による配分計画を必要としますが、出し手と受け手のマッチングが予め整っている場合は、市の集積計画のみで権利を設定することができるというものです。整理番号 1 番から 96 番までの全 96 件につきまして、対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権の種類と期間、借賃

等については、議案書に記載のとおりです。面積は1番から42ページ89番までの受け手に係る分で340,639平方メートル、42ページ90番から43ページ93番までの受け手に係る分で合計30,309平方メートル、全体を合わせますと合計で385,549平方メートルとなっております。集積計画の内容は、農用地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。（大場委員「はい。」）はい。大場委員。

大場將夫委員 5番の大場ですけれども、13ページから40ページぐらいまでの同一の受け手の案件があるみたいですが、ここで田んぼを借りる場合に反当たりの2,000円と無償というところがあるみたいですが、これは何か理由があっているのか、それともただ単に貸主さんのほうがいらないというような感じでこういうふうになっているのかということを知りたいのと、それからこの無償になった場合は、更新とかの事務手続きも無償で公社がやってくれるのかという点をちょっと聞きたいです。

振興係長 はい。お答えをいたします。賃貸借で反当たり2,000円となっているものと、使用貸借無償となっているものがご

ございます。こちらは所有者とこちらの法人との話し合いで、小さな面積の狭い土地、あるいは少し離れており、耕作に不適な土地等について無償とするということで協議をされているところでございます。また併せまして、使用貸借となった場合の公社のいわゆる手数料ですけれども、手数料が発生するタイミングというのが賃料の振込み時あるいは引落とし時でございますので、使用貸借によって口座が使用されない場合は、手数料も発生しないということとなります。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして議案第10号8件、議案第11号2件、議案第12号8件、議案第13号21件、議案第14号96件、計5議案135件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さん方には長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。